

令和 4 年度

定期監査報告書

(第 1 期)

横 手 市 監 査 委 員

監 第 6 2 号
令和4年7月28日

横 手 市 長	高 橋 大 様
横手市議会議長	寿松木 孝 様
横手市教育委員会教育長	伊 藤 孝 俊 様

横手市監査委員 柴 田 恒 宏
横手市監査委員 飼 田 一 之
横手市監査委員 青 山 豊

定期監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和4年度の定期監査（第1期）を横手市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり結果を報告します。

この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

目 次

1	監査の期間及び対象課等	1
2	監査の範囲	1
3	監査の方法	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の結果の概要	2
6	まとめ	2

別添 監査の結果

(1)	財務部	4
(2)	まちづくり推進部	4
(3)	農林部	4
(4)	商工観光部	4
(5)	議会事務局	5
(6)	教育委員会事務局	5

令和4年度 定期監査報告（第1期）

1 監査の期間及び対象課等

令和4年4月4日（月）～令和4年7月13日（水）

実地監査日	対象課等（13機関）
5月13日（金）	横手の魅力営業課、観光おもてなし課、食農推進課
5月17日（火）	農林整備課、商工労働課、平鹿ときめき交流センター「ゆっふる」
5月19日（木）	財政課、議会事務局、企業誘致課
5月20日（金）	農業振興課、大雄ふるさとセンター1号館、大森林業者等休養福祉施設さくら荘、図書館課

2 監査の範囲

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況について、行政監査的要素を取り入れ実施した。

3 監査の方法

事前に各課等から、職員業務担当一覧、補助金の状況、契約一覧、公金収納状況及び施設の各種法令に基づく点検状況等についての資料提出を求め、諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、関係職員に対する質問や実査等の方法により監査した。

4 監査の着眼点

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- （1）収入事務及び支出事務は、適正に行われているか。
- （2）補助金等の事務手続きは、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- （3）契約事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- （4）施設の維持管理及び消防法等に基づく防火・防災対策は、適正に行われているか。

るか。

- (5) 行政財産使用許可事務手続きは、適正に行われているか。
- (6) 物品の管理は適正に行われているか。
- (7) 事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- (8) 前回の監査で指摘した事項が適正に改善されているか。

5 監査の結果の概要

令和4年度第1期の定期監査は、本庁、議会事務局、図書館課、市営温泉施設を対象とし、公金の取扱いをはじめ財務事務処理等が関係法令に基づき適正に行われているかを監査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

なお、主な所見は次のとおりであるが、個別の指摘事項については、「別添 監査の結果」に記載した。

(1) 財産管理について

行政財産使用許可事務手続きにおいて、年度初めから使用する行政財産使用料の調定日が4月1日付になっていない課等が見受けられた。地方自治法施行令等を再度確認されたい。

(2) 服務事務について

代休の取得についての誤りや取得されていない課等が見受けられた。また、会計年度任用職員の新型コロナウイルス感染症のワクチン接種後の副反応や、学校の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行うための休暇取得に誤りがある課が見受けられた。新型コロナウイルス感染症に係る職員の特別休暇及び職務に専念する義務の免除については、令和3年4月9日付け総務企画部長通知をあらためて確認されたい。

6 まとめ

今回の監査の結果、前述のような改善を要する点や書類等の不備が見受けられた。日常の事務執行にあたっては、法令等をその都度確認して適正な事務処理に努められたい。

また、各課等においては、他部署が受けた指摘事項についても全庁的なものとして捉え、将来にわたり同様の指摘を受けることのないよう、管理職員をはじめとした組織的なチェック体制の確立と指導を徹底されたい。

軽易な事項については監査会場において、その都度関係職員に改善を指示したので記述を省略する。

別添 監査の結果

(1) 財務部

課 名 等	監 査 の 結 果
財政課	指摘事項なし

(2) まちづくり推進部

課 名 等	監 査 の 結 果
平鹿ときめき交流センター「ゆっぷる」	1 服務事務 年次有給休暇請求票の記載に不備がある。
大森林業者等休養福祉施設さくら荘	1 財産管理 年度初めから使用する行政財産使用料の調定日が4月1日付になっていない。
大雄ふるさとセンター1号館	指摘事項なし

(3) 農林部

課 名 等	監 査 の 結 果
農業振興課	軽易な指摘事項はあったものの、おおむね適正と認められた。
農林整備課	軽易な指摘事項はあったものの、おおむね適正と認められた。
食農推進課	指摘事項なし

(4) 商工観光部

課 名 等	監 査 の 結 果
商工労働課	軽易な指摘事項はあったものの、おおむね適正と認められた。
企業誘致課	軽易な指摘事項はあったものの、おおむね適正と認められた。
観光おもてなし課	指摘事項なし
横手の魅力営業課	指摘事項なし

(5) 議会事務局

課 名 等	監 査 の 結 果
議会事務局	指摘事項なし

(6) 教育委員会事務局

課 名 等	監 査 の 結 果
図書館課	1 財産管理 雄物川図書館において、年度初めから使用する行政財産使用料の調定日が4月1日付になっていない。